

# 最終処分場建設は 地域崩壊を招く

2014. 8. 4

加美町

1

## 面積要件を満たしていない

「必要面積約2.5haを確保できる  
なだらかな地形の土地を抽出」

項目	国の抽出条件	現況
必要面積	約2.5ha	1.96ha (平坦地)
平均傾斜	15%以下 (9度)	50%(26.5度) (加重平均)



- (1) 6月30日の会談で、調整池に伴う面積不足について指摘した。未だ回答なし。
- (2) 4月30日質問した平均傾斜の計算方法について、未だ回答なし。

2

# 調整池を設置する上で2.8ha必要



(参考3) 必要な面積

処分場施設の必要面積		
施設名	必要面積 (m <sup>2</sup> )	算定根拠
①埋立地	8,100	1区画あたりの容量を250m <sup>3</sup> とし、空隙や充填する土壌等の容積を考慮して計画最終処分量を埋立するための必要な区画数を計算(8,700t× <sup>※1</sup> 1.29m <sup>3</sup> /t+250m <sup>3</sup> ×45区画) 1基当たり最大12(2×6)の区画(30.7×42.1m)とすると4基必要 遮断型焼却炉4基(2×2)の面積は周囲の作業用道路(w6.0m)を加えて算定 (30.7m×2+6.0m×3)×(42.1m×2+6.0m×3)=8,115⇒8,100m <sup>2</sup>
②仮設焼却炉 (前処理設備及び灰出し設備含む)	3,300	35t/日の焼却炉を整備するための面積は既存の同規模の焼却炉の実績を参考に3,300m <sup>2</sup> とした
③焼却対象物 仮置き場	3,000	焼却対象物の大多数を占める福わらロールを35t/日×7日=245t (245t÷ <sup>※2</sup> 0.95m <sup>3</sup> ÷ <sup>※3</sup> 5.9m <sup>3</sup> /t)=1,522ロール)仮置きする 1区画(20m×5m、2段積み)に154ロール(φ1.1m、h=1.0m)仮置き可能であるので、合計10区画(5×2)の仮置き場が必要 10区画の仮置き場面積は周囲の作業用道路(w4.0m)を含めて算定する (5m×5+4m×6+2m×2)×(20m×2+4m×3+2m×2)=2,968⇒3,000m <sup>2</sup>
④管理施設	1,500	管理施設は、管理棟(700m <sup>2</sup> )、駐車場(500m <sup>2</sup> )、倉庫・車庫(300m <sup>2</sup> )の合計1,500m <sup>2</sup> とした
⑤搬入道路・構内道路等	6,900	上記①～④施設を効率的に配置可能な矩形を設定(175m×130m=22,750m <sup>2</sup> ) 搬入道路・構内道路等の面積は矩形の面積から上記①～④の面積を控除した面積として算出
⑥防災調整池	2,500	上記①～⑤の面積(22,800m <sup>2</sup> )に対して、宮城県林地開発許可の基準(開発面積1haあたり1,410m <sup>2</sup> )に従って3,215m <sup>2</sup> の調整池容量を確保するため一辺42mで深さ5mの調整池を設置する 防災調整池の面積は調整池の周囲の作業道路(w4.0m)を加えて (42.0m+4.0m×2)×(42.0m+4.0m×2)=2,500m <sup>2</sup> とした
合計	25,300	

5,000m<sup>2</sup>の防災調整池が必要

3

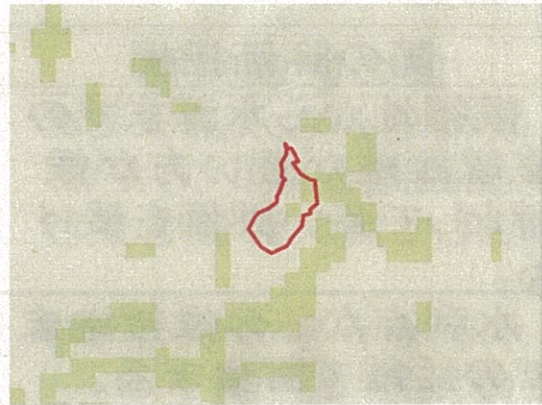
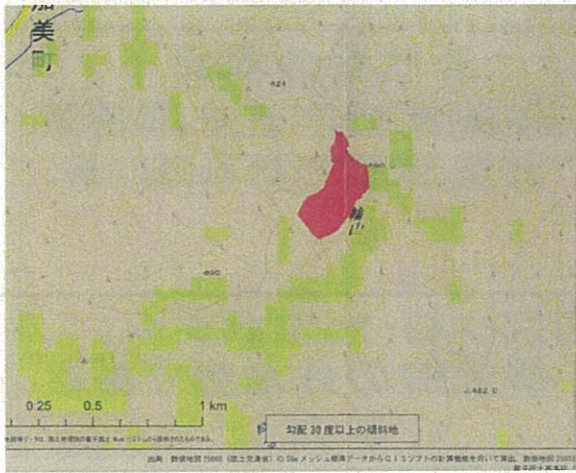
「勾配30度以上の傾斜地」が意図的に隠されていた

国の評価基準	国の行為
GISソフトの計算機能を用いて勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアを除外する	①図面上から隠されていた ②回答書からも隠されていた

なぜ、隠したのか、未だに回答なし

4

# 「勾配30度以上の傾斜地」が隠された図面



5

# 「勾配30度以上の傾斜地」が回答からも消されていた

(環境省からの回答)

「既存のデータのあるエリアを除外することとしております。具体的には、地すべり地形箇所、砂防指定地、急傾斜崩壊危険箇所、深層崩壊溪流区域(相対的に危険度の高い溪流)、勾配30度以上の傾斜地、土石流危険区域、土石流危険溪流を除外していますが、候補地内に該当する箇所はありません。」

第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議資料1(別紙1)(平成25年11月11日)

表 3.1 自然災害を考慮して安全な処分に万全を期すため避けるべき地域に関する評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	評価に活用する既存情報
1) 地すべり	地すべり危険箇所に関するエリア 地すべり地形箇所に関するエリア	国土数値情報(国土交通省) 地すべり地形分布データベース(防災科学技術研究所)
2) 斜面崩壊	砂防指定地に該当するエリア  急傾斜地崩壊危険箇所に関するエリア 深層崩壊溪流区域(相対的に危険度の高い溪流区域)に該当するエリア 勾配30度以上の傾斜地に該当するエリア	20万分の1土地保全基礎調査(国土交通省) 国土庁土地時土地保全図 基礎調査データ 国土数値情報(国土交通省) 深層崩壊シミュレーションマップ(国土交通省) 数値地図25000(国土交通省)の50mメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて算出
3) 土石流	土石流危険区域に該当するエリア 土石流危険溪流に該当するエリア	国土数値情報(国土交通省) 国土数値情報(国土交通省)
4) 洪水	洪水浸水区域に該当するエリア	河川管理者(国・県)提供データ
5) 雪害	雪害危険箇所に関するエリア	国土数値情報(国土交通省)
6) 地震(活断層及びその周辺)	活断層・推定活断層から300m以内のエリア	活断層詳細デジタルマップ(東京大学出版会) 活断層データベース(産業技術総合研究所JIP)
7) 津波	①または②に該当するエリア  ②名黒で想定される津波浸水区域に該当するエリア	津波到達(浸水域)ラインデータ(東大生産技術研究所) 千歳川津波浸水予測図 茨城川津波浸水想定図 宮城川津波浸水予測図
8) 火山噴火	火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要とする47火山の大口周辺対象 ハザードマップが作成されている場合は①、いない場合は②を採用する	①大津波・火砕サージの子灰範囲エリア 火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要とする火山(気象庁) 対象火山の火山ハザードマップ(国土交通省、県、市町村) ②噴火警戒レベル3(火山規制)に相当する火山から4km以内のエリア 火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要とする火山(気象庁) 噴火警戒レベル(火山防災協議会)

6

# 県指定の水源に造るべきではない

「安心等の地域の理解がより得やすい地域を選定するため」

国の評価指標	田代岳の現況
候補地から水源までの直線距離が遠い方が候補として高い評価を受ける。 水利点からの候補地までの距離で評価する。	① 県指定の水道水源特定保全地域である(第1号) ※ 鳴瀬川・江合川の水源である ② ニツ石・岩堂沢ダム、最上町の分水嶺である

県指定の水道水源であることを全く考慮せず、水利点からの距離で判断するとの回答

7

## 水源との近接状況の評価とは？

水源との近接状況は、「安心等の地域の理解がより得られやすい地域を選定するための評価項目及び評価指標」です。



水利点から離れるほど安心感が増す

水源に近づけば不安感が増す

8

## 宮城県には造るべきではない！

- (1) 新たな風評被害、実害を引き起こしてはならない！
- (2) 被害者に追い打ちをかけてはならない！
- (3) 市町村を分断してはならない！

9

## 廃棄物処理の原則に従って処分すべき！

- (1) 排出者の責任で処分する
- (2) 拡散せず、集約し、厳密に保管する
- (3) 風評被害を拡散させない



- (1) 特措法の改正が必要
- (2) 基本方針の見直しが必要

10

## 特措法改正・基本方針見直しの環境は整いつつある

- (1) 群馬県町村会は、県外処分を強く主張
- (2) 大熊町では、帰還希望者が1割を割った
- (3) 多くの被災者は、帰還より生活再建を希望している
- (4) 8月30日で特措法施行3年を迎え見直しの時期に来ている

11

## 進まぬ他県の状況

県名	保管量	状況
群馬県	1,186t	町村長会議が県外での処分を強く主張。昨年7月以降市町村会議は開かれてない。
千葉県	3,663t	4月に候補地選定方法は決まったが、結論は出てない。
茨城県	3,532t	昨年12月の市町村会議の後動きなし。予定のアンケート調査も実施されず。
栃木県	10,499t	塩谷町を候補地に指定。同町は詳細調査を拒否。

12

# 帰還したい人の割合が減少

平成25年10月 復興庁アンケート実施 速報値

	大熊町		双葉町	
	戻りたい	戻らない	戻りたい	戻らない
全体	8.6%	67.1%	10.3%	64.1%
～29歳	3.7%	77.8%	9.8%	68.6%
30～39歳	5.0%	74.8%	3.7%	80.8%
70歳以上	14.5%	56.4%	18.1%	53.8%

13

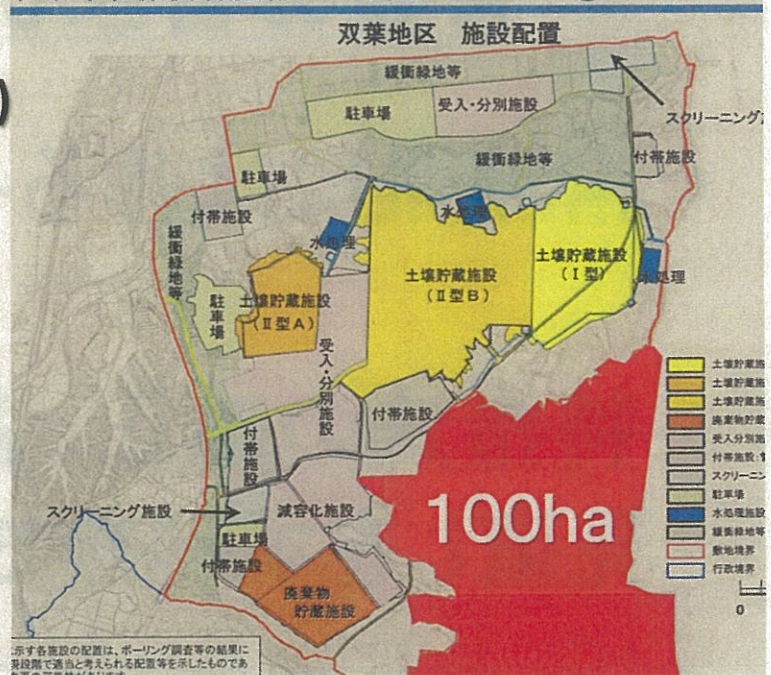
## 東電第1原発敷地内に保管場所あり

### 指定廃棄物の量

福島県	119,052t (82.9%)
栃木県	10,499t (7.3%)
千葉県	3,663t (2.6%)
茨木県	3,532t (2.5%)
宮城県	3,271t (2.3%)
群馬県	1,186t (0.8%)

(H26.3.現在)

(2) 中間貯蔵施設の配置について②



14

# 特措法改正等の時期迫る

## 特措法の見直し条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討して、所要の措置を講ずる
- 放射性物質に関する法制度を抜本的に見直す

## 基本方針の見直し条文

- 技術開発等の状況も踏まえてこの基本方針を適宜見直す

15

## 首長の皆さんへの提案

- 宮城県には作るべきではない
- 特措法の改正、基本方針の見直しをすべきである

16